

## 広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問 28（個）第 6 号）

### 第 1 審査会の結論

広島県警察本部長（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった保有個人情報の一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第 2 審査請求に至る経過

#### 1 開示の請求

審査請求人は、平成28年5月18日、広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定により、実施機関に対し、「私が不審者とされた平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇で発生した事案情報 管理番号〇〇（以下「本件不審者情報」という。）の関係書類一切」の開示を請求した。

これに対して、実施機関は、条例第10条第1項第2号に掲げる「保有個人情報を特定するために必要な事項」の記載に不備があるとして、平成28年5月30日付けで同条第4項により開示請求書の補正を求めたところ、審査請求人は、同年6月1日、本件不審者情報に係る次の「4件の事務について関係書類一切」とし、所属について「関係事務に係る全ての部署の文書」とする開示請求の補正（以下「本件請求」といい、このうち（4）の事務に係る請求を「本件請求4」という。）を行った。

- （1）要望や苦情の申出に関する事務
- （2）警察安全相談事務
- （3）広島県警メールマガジン（犯罪発生マップ登録含む。）などによる犯罪情報発信事務
- （4）広島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に関する事務

#### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求に対し、開示請求に係る保有個人情報が複数の所属にわたり、かつ、多量であるため、条例第12条第2項の規定に基づき、平成28年6月2日付けで開示決定等の期間の延長を行い、警務部監察官室（以下「監察官室」という。）が保有する別紙記載の文書（以下総称して「本件対象情報」という。）を本件請求4に係る保有個人情報として特定の上、本件対象情報には条例第14条第1号、第3号、第6号及び第7号の不開示情報が含まれるとして自己情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、同年7月1日付けで審査請求人に通知した。

なお、実施機関は、本件請求4に係る保有個人情報として、本件処分のほかに3件の自己情報部分開示決定を行い、また、本件請求4を除く上記1（1）から（3）までの事務に係る保有個人情報として、2件の自己情報開示決定及び7件の自己情報部分開示決定を行い、それぞれ同日付けで審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

審査請求人は、平成28年7月12日、本件処分を不服として、行政不服審査法

(平成26年法律第68号)第2条の規定により、広島県公安委員会(以下「諮問実施機関」という。)に対し審査請求を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分は不適切であるから、再度の開示決定を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書で主張している審査請求の理由は、次のとおりである。

請求と無関係な書類が開示決定されていた。

これは本件処分が不適切であり、必要書類が開示されていない可能性もある。不要な書類まで開示することは許されない。

### 第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が当審査会に提出した実施機関の弁明書及び口頭による意見陳述で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

#### 1 本件対象情報について

##### (1) 特定した行政文書

本件請求の対象となる行政文書は、本件不審者情報に関係する上記第2の1(1)から(4)までの事務についてのものであり、そのうち、本件請求4に係る保有個人情報として特定した本件対象情報は、同(4)の事務に関して、監察官室が保有する別紙記載の文書である。

##### (2) 本件対象情報の内容及び本件対象情報と本件不審者情報との関係について

当該文書は、本件不審者情報に関して、〇〇警察署で作成された審査請求人の苦情処理票の自己情報利用停止請求に係る不利用停止決定に対して、審査請求人が行った別件の審査請求事案において、諮問実施機関が審査会に同審査請求事案を諮問したことに関し、実施機関が作成又は取得した審査請求人に関する保有個人情報である。

#### 2 行政文書の特定及びその理由

本件対象情報は、上記1(2)のとおり、審査請求人が行った本件不審者情報に関係する別件の審査請求事案に関して作成又は取得しているものであることから、本件対象情報として特定したものである。

#### 3 不開示とした部分及びその理由

本件対象情報について、不開示とした部分及びその理由は次のとおりである。

##### (1) 別紙記載の全文書共通

ア 警察職員のうち警部補(同相当職)以下の職にある者の氏名及び印影

開示請求者以外の特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ、条例第14条第3号ただし書に該当しないため。

イ 警察電話番号

警察事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

##### (2) 番号4(別紙の「番号」欄に記載の番号を指す。以下同じ。)の文書

- ア 苦情処理票の「処理経過欄」のうち関係職員の年齢  
開示請求者以外の特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であり、かつ、条例第14条第3号ただし書に該当しないため。
- イ 苦情処理票の欄外の不開示部分  
警察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

(3) 番号5の復命書のうち質疑応答状況

法令の定めるところにより、開示することができないと認められる情報であるため、県の機関相互間における審議、検討、協議、調査研究等に関する情報であって、開示することにより、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため及び県の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件対象情報等について

本件対象情報は、本件不審者情報の関係書類で、審査会に関わる事務について、実施機関の監察官室において作成又は取得した審査請求人に関する保有個人情報である。

審査請求人は、実施機関が行った本件処分は不適切であるとして再度の開示決定を求めているが、その理由は上記第3の2のとおりであり、当審査会においてその具体的な内容を確認するため、平成29年9月29日付け28広情個審第6号、同第7号、同第8号、同第9号、同第10号及び同第11号により審査請求人に対して意見書の提出を求めたところ、定めた期限までに当該意見書は提出されなかった。このため、審査請求書に記載された文言を文理上解釈すれば、審査請求人は実施機関が行った本件対象情報の特定に誤りがあると主張しているものと捉えるのが相当と認められる。

よって、以下、本件対象情報として監察官室が保有する審査請求人に係る別紙記載の文書を特定したことの妥当性について検討する。

なお、実施機関は、本件対象情報について、上記第4の3のとおり、その一部が条例第14条第1号、第3号、第6号及び第7号の不開示情報に該当するとして本件処分を行っているが、審査請求の理由によれば、審査請求人はこれらの不開示情報の開示を求めていると認められるため、当該情報が不開示情報に該当するか否かについては検討しないものとする。

### 2 本件対象情報の特定の妥当性について

実施機関及び諮問実施機関における審査会に関わる事務について、当審査会においてその具体的な事務手続を諮問実施機関に確認したところ、広島県警察個人情報保護事務等取扱要綱（平成25年3月11日付け広総務第204号警察本部長通達）の規定により、おおむね次のとおり執行されているということであった。

#### (1) 審査会への諮問

諮問実施機関は、審査請求書を受理した場合、実施機関に対し原処分の開示決定等について再検討を指示し、実施機関から再検討の結果として原処分に変更がない旨報告を受ければ、審査会へ諮問することとなる。

その場合、諮問実施機関において審査請求事務を所掌する総務部総務課公安委員会補佐室（平成28年度まで当該事務を所掌。以下「公安委員会補佐

室」という。)は、審査会に諮問することについて起案し、実施機関が決裁した後、諮問実施機関へ議題として上程し、諮問実施機関の決裁(会議での議決)を受けて、諮問書を審査会へ送付する。

なお、諮問実施機関の決裁を受けるには、諮問実施機関へ議題として上程することについて実施機関の決裁が必要であり、諮問実施機関の決裁文書が作成されるということは必ず実施機関の決裁文書が作成されていることになる(以下の事務手続においても同様である。)

(2) 審査会からの理由説明書の提出依頼

審査会から諮問実施機関に理由説明書の提出依頼があると、公安委員会補佐室は、諮問実施機関の決裁を受け、実施機関へ文書を送付する(なお、実施機関の所管課では、実施機関まで当該依頼文書を供覧している。)

(3) 理由説明書の提出

実施機関の所管課は、理由説明書を作成し、実施機関の決裁を受けて諮問実施機関へ提出する。諮問実施機関は、公安委員会補佐室が諮問実施機関の決裁を受け、審査会へ当該理由説明書を送付する。

(4) 審査会からの意見書の送付

審査請求人から審査会に意見書が提出されると審査会から諮問実施機関に意見書の写しが送付されるので、公安委員会補佐室は、諮問実施機関の決裁を受け、実施機関の所管課へ意見書の写しを送付する。

(5) 審査会からの意見聴取の通知

審査会から諮問実施機関に意見聴取への出席を求められれば、公安委員会補佐室は、諮問実施機関の決裁を受け、実施機関に出席する職員の報告を求める。

(6) 意見聴取に出席する職員の報告

公安委員会補佐室は、意見聴取に出席する職員を取りまとめ、実施機関の決裁を受けて諮問実施機関に報告する。その後、同室が諮問実施機関の決裁を受けて審査会へ報告する。

(7) 意見聴取実施の報告

審査会が意見聴取を実施した後、出席した職員は当該意見聴取の報告を各所属長へ行う。

なお、ここまでの事務手続の間に、審査会から個別に行政文書の提出や意見照会等が行われることがあるが、この場合における事務の流れも同様である。

(8) 答申の受理

審査会から諮問実施機関に答申が送付されるため、公安委員会補佐室は、諮問実施機関の決裁を受けて実施機関に通知する(なお、実施機関の所管課では、実施機関まで当該答申を供覧している。)

当審査会において本件対象情報を見分したところ、監察官室が所掌する事務に関する情報であり、本件請求4に係る保有個人情報として、上記の事務手続に沿って作成又は取得されたものであることを確認した。

また、本件不審者情報に関係して審査請求人が審査請求を行った事案で本件請求以前に審査会が諮問を受けたものに関し、上記(1)から(8)までの事務手続の過程において本件対象情報以外に作成又は取得した保有個人情報がないかについて、諮問実施機関に確認したところ、理由説明書は審査請求書等そ

の時点で保有している関係資料，文書等を基に実施機関の所管課の職員が作成して起案し，決裁を受けたものであって，その過程において作成又は取得し，組織管理文書として保有しているものではなく，また，審査会が実施する意見聴取に際しても，同様に保有しているものはないということであった。

以上を踏まえると，本件対象情報以外に本件請求4に係る保有個人情報の存在をうかがわせる事情は見当たらず，また，実施機関はこれを保有していないとする諮問実施機関の説明に不自然，不合理な点は認められない。

したがって，実施機関が，本件請求4に係る保有個人情報として本件対象情報を特定し，本件処分を行ったことは，妥当である。

### **3 結論**

以上により，当審査会は，「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### **第6 審査会の処理経過**

当審査会の処理経過は，別記のとおりである。

番号	保有個人情報の内容
1	自己情報不利用停止決定処分に対する審査請求に係る理由説明書の提出について（通知，平成25年11月28日付け広公委第383号）
2	自己情報不利用停止決定処分に対する審査請求に係る理由説明書の公安委員会への提出について（伺い，起案日：平成25年12月6日）
3	自己情報不利用停止決定処分に対する審査請求に係る意見書の写しの送付等について（通知，平成26年1月16日付け広公委第10号）
4	審査請求に係る行政文書の提出の公安委員会への報告について（伺い，起案日：平成26年1月17日）
5	復命書（写し，平成26年6月20日付け）
6	広島県情報公開・個人情報保護審査会からの答申について（通知，平成26年11月5日付け広公委第422号）

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
28. 10. 20	・ 諮問を受けた。
29. 8. 25 (平成29年度第5回)	・ 諮問の審議を行った。
29. 9. 29 (平成29年度第6回)	・ 諮問実施機関から本件処分に対する意見を聴取した。 ・ 諮問の審議を行った。
29. 10. 27 (平成29年度第7回)	・ 諮問の審議を行った。
29. 12. 1 (平成29年度第8回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（五十音順）

【第3部会】

太 田 育 子	広島市立大学教授
長 井 紳一郎 （ 部 会 長 ）	弁護士
山 田 明 美	広島修道大学准教授